

〔不動産法部〕

2021年度の活動概要

【目的】

不動産に関する法律解釈の未解決分野を研究し、弁護士の実務処理能力の向上に資することを目的としています。

【方針】

毎年通年の研究テーマを定め、期の若い会員を中心として、自由な雰囲気の中で研究を進めています。

【2021年度のテーマ】

21年度はコロナのため会員が集合しての研究はできませんでした。次回の研究テーマとしては、自力救済条項による明渡の是非について検討する予定であります

【例会】

8月を除き毎月1回開催しています。

以 上

部 長 西村 康正
事務局長 吉永 英男